

介護保健施設サービス 料金表

(平成31年4月1日 現在)

◇基本施設サービス費

(単位:円/日)

	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
施設サービス費 (個室)	698円	743円	804円	856円	907円
施設サービス費 (多床室)	771円	819円	880円	931円	984円

◇基本施設サービス費にかかる加算

栄養マネジメント加算	14円/日	医師・管理栄養士等が共同して、個別の栄養ケア計画を作成・実施している場合
サービス提供体制強化加算	18円/日	介護福祉士の割合が一定以上の割合でサービスを提供できる体制の場合
夜勤職員配置加算	24円/日	夜勤の時間帯に一定以上の看護・介護職員を配置している場合

◇入所前後にかかる加算

入所前後訪問指導加算 (I)	450円	入所前30日以内、又は入所後7日以内に自宅等、退所後に生活する居宅を訪問し、施設サービス計画の策定や診療方針を決定する場合 (I) 退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
入所前後訪問指導加算 (II)	480円	(II) (I)の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合

◇入所中に係る加算

初期加算	30円/日	入所日から30日間加算される
外泊時費用	362円/日	外泊初日と最終日以外は施設サービス費に代えてかかる費用
療養食加算	6円/食	療養食を提供した場合にかかる加算
所定疾患施設療養費	(I) 235円/日	入所中に肺炎、尿路感染症、带状疱疹の疾病を発症し、施設内で治療を施した場合に連続する7日間を限度として算定。(1か月に1回)
	(II) 475円/日	上記内容に加えて、医師が感染症対策に関する研修を受講している場合
緊急時治療管理	511円/日	入所者の病状が重篤となり救命救急医療を行った場合
特定治療	診療報酬点数	高齢者の医療の確保に関する法律に規程する保険医療機関が行った場合
排せつ支援加算	100円/月	排泄に介護を要する原因等支援計画の作成及び支援を行った場合
褥瘡マネジメント加算	10円/月	褥瘡の発生に係るリスクがあるとされた場合
経口移行加算	28円/日	経管栄養の利用者が医師の指示を受けた栄養士による栄養管理及び、看護職員による支援が行われた場合にかかる加算
経口維持加算 (I)	400円/月	経口摂取しており著しい摂食機能障害を有し、医師の指示により他職種が食事の観察・会議を行い経口維持計画書を作成している場合
経口維持加算 (II)	100円/月	(I)において食事の観察・会議等に医師・歯科医師・歯科衛生士が加わった場合 (I) に加算
短期集中リハビリテーション実施加算	240円/日	入所後3ヶ月以内に限り週3日以上個別リハビリテーションを計画、実施した場合にかかる加算。 入所中に大腿骨骨折や脳卒中等を発症し、医療機関への短期間の入院を経て再入所した場合について、入院期間に関わらず、必要に応じて加算

ターミナルケア加算	160円／日 (30～4日)	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者 入所者又は家族等の同意を得て、入所者のターミナルケアに係る計画が 作成されていること 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等 に応じ随時説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われること
	820円／日 (3～2日)	
	1650円／日 死亡日	

◇退所前後にかかる加算

試行的退所時指導を行なった場合	400円
退所後の主治医へ情報提供した場合	500円
居宅事業所へ情報提供した場合	500円
老人訪問看護指示を行なった場合	300円

◇介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加 I	厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定事業所が、利用者に対し介護を行った場合の加算
-------------	------------------------------------------------------------------------------

※ 計算方法:1月あたりの介護保険一部負担額(基本単位+各種加算)×0.039(四捨五入)

◇介護保険負担割合により、介護保険一部負担額を請求させていただきます。(平成27年8月より)

◆食事・居住費

食事の費用	朝食	昼食	夕食	1日
	500円	600円	600円	1,700円
居住費	従来型個室(1人部屋)		多床室(2人部屋・4人部屋)	
	1,600円		400円	

※低所得者には負担軽減を図るため、居住費・食費については補足的給付があり、上記料金に代えて以下の通りになります。

介護保険負担限度額認定	3段階		2段階		1段階	
	市町村民税非課税かつ 年金収入が80万円超		市町村民税非課税かつ 年金収入が80万円以下		生活保護受給者	
	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室
居 住 費	1310円	370円	490円	370円	490円	0円
食 費	650円	650円	390円	390円	300円	300円

※平成27年8月より、入所者が世帯非課税であっても、①配偶者が課税されている場合、②単身で1000万円超、夫婦で2000万円超の預貯金を保有している場合には、補足給付費の対象外(第4段階)となる。

◆その他の費用

私物洗濯代	80円／1点	委託業者、もしくは施設で洗濯をする場合にかかる費用
私物電気使用料	200円～1,000円／月	居室にテレビなどを持ち込み使用した場合にかかる費用 (例) テレビ500円・ラジオ250円・電気毛布250円等
その他の日常生活費	実 費	喫茶店利用料など

※ 理容代は、訪問理容業務委託事業所を利用しています。《1回1,000円～2,300円(税込み)》